

公益社団法人宮城県獣医師会の定年再雇用規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は就業規則第26条(定年)に基づいて、この法人を定年により退職する職員の再雇用に関する取扱い、および再雇用後の労働条件について定める。

(再雇用の対象者)

第2条 この法人は、定年により退職する職員であって再雇用を希望する者(以下、「再雇用希望者」という。)のうち、就業規則第27条(退職)(ただし、第1項第3号に定める定年事由を除く。以下同じ。)または第29条(解雇)に該当する事由のない者については定年退職日の翌日から、最長で満70歳の年度末までを限度として、嘱託職員として再雇用する。

(雇用区分)

第3条 再雇用された者(以下、「再雇用者」という。)の雇用区分は嘱託職員とする。

(再雇用希望の聴取)

第4条 この法人は、遅くとも、定年退職日の6ヶ月前の日までに、再雇用の希望の有無を聴取する。

(再雇用申請手続)

第5条 再雇用希望者は、定年退職日の6ヶ月前の日以降、所属長経由で申請書類をこの法人へ提出するものとする。

- 2 この法人は申請書類を受領した後、本人と面談の上、再雇用の可否を、遅くとも定年退職日の2ヶ月前までに所属長経由で再雇用希望者へ通知する。
- 3 前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を發した時点から定年退職日までの間に再雇用希望者が就業規則第27条(退職)または第29条(解雇)の事由に該当するものとこの法人が認めた場合、この法人は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができるものとする。
- 4 前項に基づき再雇用希望者を再雇用しないこととした場合、この法人は速やかにその旨を所属長経由で当該再雇用希望者へ通知する。

(勤務の内容)

第6条 嘱託の職場及び職種は、本人の健康状態、希望、知識、技能、経験、適性等を総合的に勘案し、雇用契約締結時に決定するものとする。

(労働日数、労働時間、休日)

第7条 嘱託の所定労働時間、就業日及び休日は、本人の希望を考慮の上、雇用契約締結時に決定するものとする。

(雇用契約の締結および更新)

第8条 原則として、再雇用日は定年退職日の翌日とし、1年以内の雇用期間を定めて雇用契約を締結する。

- 2 再雇用者が契約の更新を希望する場合は、次の場合を除き、継続雇用の措置を講ずる。ただし法人は、労働条件について、本人の職務遂行能力、健康度等を考慮し、適宜、見直すことができるものとする。
 - ①就業規則第27条(退職)または第29条(解雇)の事由に該当する場合
 - ②労働条件について合意に至らなかった場合

- 3 前項の契約更新の可否は、契約の終期の1ヶ月前までに再雇用者に通知する。
- 4 前項の通知において更新する旨の回答を行った場合であって、第2項第1号に掲げる基準を満たさなくなったものとこの法人が認めた場合の取扱いは、第5条第4項に準じるものとする。

(賃金)

第9条 嘱託の賃金は、下記の事項を総合的に勘案して、契約締結時に決定する。

- (1) 担当職務の内容
 - (2) 所定労働時間および勤務日数
 - (3) 本人の有する技術、技能、資格、経験の程度
- 2 基本給は原則として、月給制とする。
 - 3 契約の締結または更新の際、必要に応じて賃金を見直し、合意により賃金改定を行う。
 - 4 嘱託の賞与は、個別に取り決めることとする。

(その他の労働条件)

第10条 嘱託のその他の労働条件については、次のとおりとする。

- ①年次有給休暇
労働基準法に則して、退職時の有給休暇残日数の繰越し及び継続勤務期間の通算を行う。
- ②特別休暇
就業規則第21条に定める特別休暇を与える。
- ③退職金
支給しない。
- ④健康保険、厚生年金保険、雇用保険
法令に則して加入するものとする。
- ⑤退職制度
適用しない。ただし、特別の事情によりこの法人が認めた場合は適用することがある。

(70歳以降の雇用)

第11条 第2条に基づく継続雇用の満了後に、引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、法人は6ヶ月以内の雇用期間を定めて継続雇用することがある。

- ①過去1年間の出勤率が80%以上である者
- ②過去1年間の定期健康診断結果から、業務上支障がないと認められた者
- ③前号のほか、この法人が定める基準に該当する者

(その他の就業条件)

第12条 本規程に定めのないその他の就業条件は就業規則に準ずるものとする。

附 則

この規程は令和6年4月1日より施行する（令和6年8月1日理事会提出）。